

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る工事完了検査等事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可をした宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（以下「工事」という。）の検査の手続について必要な事項を定める。

(検査の種類)

第2条 工事の検査の種類は、中間検査、完了検査及び再検査とする。

2 中間検査とは、法第18条第1項又は第37条第1項の規定による検査をいうものとする。

3 完了検査とは、法第17条第1項若しくは第4項又は第36条第1項若しくは第4項の規定による検査をいうものとする。

4 再検査とは、中間検査又は完了検査の際、検査員が指示した工事の手直しの後において再度行う検査をいうものとする。

(検査の方法)

第3条 前条の検査は、当該工事が許可の内容に適合しているかどうかについて判定するもののほか、共通仕様書（福島県土木部発行「土木工事編Ⅱ（土木工事施工管理基準及び規格値）」により、その適否を判定するものとする。

(検査員)

第4条 第2条の検査は、開発建築指導課長が開発建築指導課の職員の中からあらかじめ命じた者（以下「検査員」という。）が実施するものとする。

2 前項の規定により、検査員を命じる場合には、第1号様式によるものとする。

(検査日時の通知)

第5条 検査員は、工事の検査を実施しようとするときは、工事の許可を受けた者に検査の日時を通知するものとする。

(検査結果の報告)

第6条 検査員は、第2条の検査を実施したときは、遅滞なく開発建築指導課長にその結果を第2号様式により報告しなければならない。

(工事の手直しの指示)

第7条 検査員は、工事が許可の内容に適合していないと認めたときは、法第20条第3項第2号及び第3号又は第39条第3項第2号及び第3号の規定による監督処分をする場合を除き、第3号様式により、工事の手直しを指示するものとする。ただし、工事主又は工事施行者の同意がある時は、口頭により指示することができるものとする。

2 前項の工事の手直しを指示するときは、法第17条第2項又は第36条第2項の規定による検査済証、法第17条第5項又は第36条第5項の規定による確認済証及び第18条第2項又は第37条第2項の規定による中間検査合格証を交付できない旨を合わせて通知するものとする。

(手直し工事後の事務処理)

第8条 工事の許可を受けた者は、前条第1項の規定により指示された工事の手直しが完了したときは、手直し前後の写真（必要がある場合は、工事経過の写真）を開発建築指導課に提出しなければならない。

2 前項の規定による工事の手直しに関する再検査については、提出された写真により判定するものとし、これにより難しい場合は、立会い検査を行うものとする。

3 前項の立会い検査については、第3条から第7条までの規定を準用する。

附 則

この要領は、令和6年11月6日から施行する。